

公共工事の**随意契約**の公表(令和7年度)
 随意契約を行った工事請負契約の内容について、次のとおり公表します。

随意契約内容								
No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
1	本庁舎2号館非常階段改修工事その2	有限会社北條工務店	横須賀市田戸台27	本庁舎2号館非常階段改修工事(非常階段の壁手すり等を安全な状態に改修する工事)については、令和6年度に施工したが、工事に必要な手すりの納期が不確定で契約を変更することができなかつたため、やむを得ず工事を打ち切り、しゅん工とした経過がある。 本工事は、上記の手すりの納期が確定したため、やむを得ず打ち切った工事を再発注で施工するものである。	6号(競争不利)	手すりの納期が不確定で、やむを得ず打ち切った工事の再発注であるため	令和6年度に発注し、やむを得ず打ち切った本庁舎2号館非常階段改修工事の請負者であるため	建築計画課
2	市内環状線信号機等移設工事	三球電機株式会社	東京都練馬区貫井5丁目24番18	本件は、道路拡幅工事に伴い、下記の交差点において、信号機等移設工事を行うものである。 逸見駅入口交差点 鹿島神社入口交差点	2号(競争不適)	道路拡幅工事の施工にあたっては、交差点における交通の安全性を確保するため、事業年度に応じた歩行者の動線計画や、視距を考慮した信号機等の移設位置の選定、が特に重要である。 本件の施工箇所における上記の事項については、設計段階から、警察本部及び所轄署と綿密な協議及び調整を行っており、当該内容を把握しない他者が本件を施工した場合、交差点における交通の安全性を確保できないおそれがあるため。	左記の事業者は、設計の段階から、本件が属する道路拡幅工事事業に参画している事業者で、警察本部及び所轄署と綿密な協議及び調整を行っていることから、交差点における交通の安全性を確保した施工が可能であるため	道路整備課
3	市民病院西棟1階外来系統空調設備改修工事	ダイキン工業(株)東日本サービス部	東京都大田区大森西3丁目29番7号	市民病院西棟の地下1階に設置されている1階外来系統を担う空調設備改修工事を行うものである。昨年度にはドレンパン(冷房・除湿運転中に発生した結露水の漏れを防ぐトレイ)が腐食するといった不具合が出ている。	2号(競争不適)	本案件は既存設備の改修工事であるため、空調設備の構造及び市民病院の空調システムを熟知しており、迅速かつ安全に施工を行うことが可能な業者が作業を行う必要がある。同病院の設備内容を把握していない他者に行かせた場合には、空調設備の安定的な運用を欠き、治療を受けに来た患者に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本案件は空調設備の停止による影響が少ない時期(春や秋)に迅速に行う必要がある。	左記業者は、市民病院が一番最初にエアハンドリングユニット(空調機)を導入した事業者であり、同病院の空調設備の構造及び空調システムを熟知している。上記業者が施工することにより、限られた期間内で病院の運営に支障なく、迅速かつ安全な施工が期待できるため。	建築計画課
4	中央斎場火葬炉耐火物積替補修修繕工事	株式会社 宮本工業所	富山市奥田新町12番3号	市立中央斎場 火葬炉(施工者:株式会社宮本工業所)の7、8号炉の次の箇所 1. 主燃炉、再燃炉 耐火煉瓦・断熱煉瓦積替補修修繕 2. 煙道(立上り、共通) 耐火煉瓦・断熱煉瓦積替補修修繕 3. 部材(台車、レール等)補修修繕	2号(競争不適)	本件は、市立中央斎場に設置されている本市独自仕様の火葬炉の補修修繕工事であり、火葬炉の構造等を熟知している随意契約先以外には、支障なく確実な補修修繕工事ができる事業者がないため。	当該火葬炉の製造業者であり、支障なく確実な施工が期待できるため。	建築計画課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
5	市立岩戸中学校放送設備改修工事	株式会社イーシー電設工業	神奈川県横須賀市池田町4丁目2番7号	市立岩戸中学校の放送設備を改修工事するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は令和7年7月16日付け横須賀市公告契約第0268号入札において、落札者がいないため不調になった案件である。 学校などの施設は年度末が近づくと重要行事が多くなり、工事工程の融通がきかなくなる。本工事は施工範囲が広く施工を年内に終わらせる必要があり、再度入札にかけると工期末が年度末付近になり、施工が難しくなるうえ、非常放送設備に不具合が出現しており、早急に改修する必要がある。 そのため早く契約を締結する必要がある。	随意契約先は最低落札価格を下回り落札外となったが唯一、契約の意思表示を示したうえ、予定価格の75%以上であったため選定した。	建築計画課
6	市道2018号舗装道補修工事	株式会社 新晃産業	横須賀市久里浜3丁目10番5号	舗装工 A=373m2 区画線工 N=1式	5号(緊急随意契約)	当該車道について、損傷が想定以上に大きく通行車両への影響が危惧されることから、早期対応が必要となるため。	現在、浦賀行政センター駐車場及び歩道整備工事を実施している(株)新晃産業は、当該現場の状況や工事内容を熟知しており、工事の連続性及び現場対応力の観点からも、迅速かつ安全な施工が期待できるため。	道路整備課
7	福祉援護センター昇降機改修工事	東芝エレベータ株式会社 神奈川支社	横浜市西区みなとみらい4-4-2	福祉援護センターに設置してある昇降機設備は設置から37年経過し、適切な維持管理が困難のため改修を行い、合わせて駆動方式を油圧式からロープ式に改修するものである。 福祉援護センターは、障害者総合支援法に基づく「生活介護事業」などを、市立施設として指定管理者制度を活用して、展開している。「生活介護事業」の内容は、市内の民間事業者で受け入れることが難しい重度の知的障害や身体障害のある方を対象として、①食事や排泄、入浴などの生活介護、②生活能力向上のための訓練・リハビリ、③創作活動や余暇活動、などを実施している。	2号(競争不適)	本件の施工にあたっては、①当該センターが障害者の方に日々利用されている施設で、その稼働をとめることができないこと、②障害者の方の中には、工事施工に伴う大きな騒音を苦手とする方が多くいらっしゃる(騒音が原因で施設利用が困難となってしまう)、に特に配慮が必要である。 当該センターの現状としては、既設の設備製造者以外の者が工事を行う場合、エレベーター周辺の構造物を改修しなければならず、大きな騒音を伴うため、法に基づく福祉サービスの提供に著しい支障が生じるおそれがあるため	左記の事業者は、既設エレベーターの製造・設置メーカーで、既存の設備及びエレベーター周辺の構造物等を最大限活用することができることから、大きな騒音を伴うことなく、施設稼働と工事施工を並行させることが可能で、利用者への影響を最低限にとどめることが可能であるため	建築計画課
8	南こども園園庭整備工事	堀建設株式会社	横須賀市金谷3丁目4番5号	(仮称)南こども園の園庭整備及び付帯工事を行うもので、主な工事内容は、築山の整備、砂場の設置、天然芝の敷設、排水整備等を実施する。	5号(緊急随意契約)	南こども園は、他保育園の閉園と合わせて、令和8年4月の開園を予定している。本件は、施工中の(仮称)南こども園新築工事完了後、園庭整備を土木一式工事として入札に付す予定であったが、建築工事の工程が地中障害の影響により足場解体作業が約2か月遅延し、園庭整備工事の着手時期が確定しない状況が続いた。これにより、年度内に工事を完了させるためには、入札に付す時間の確保が困難となったため。	現場状況、工程及び施工管理に精通している建築工事の請負業者であり、土木一式工事である本件や関連工事と一括に工程、施工の管理ができるため。	公園建設課
9	令和7年度国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡隧道において、隧道排水設備の改修および同弾薬元庫の補強対策を実施するものである。	(株)西岡興業	横須賀市長沢1-4	国史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡隧道において、隧道排水設備の改修および同弾薬元庫の補強対策を実施するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和7年8月18日付け横須賀市公告契約第0399号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。現場諸条件により、発注が遅くなるほど工期が延びることとなる。また、猿島公園の来園者への安全を確保する必要があるため、公園閑散期中に着手及び施工する必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の75%以上かつ最も低い金額を提示した事業者であるため。	生涯学習課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
10	猿島公園発電機更新工事	日本精密 株式会社	神奈川県横浜市港北区日吉7-15-22	猿島公園(市内の島部であるため架線等による電力供給はなし)に設置されている3台の発電機のうち、1台については、令和7年度に機器更新を予定していました。これについて、令和7年4月20日に故障し、完全に使用できない状況になったため、現在は2台の稼働で運用しています。 設置されている発電機の本来の性能としては、一時的な機器点検や修理に対応し、全3台の稼働で運用することを想定しています。そのため、現在の2台だけの稼働では、故障リスクを高め、さらなる機器の故障を発生させる恐れがあります。 本件は、上記の故障した発電機(1台)について、機器更新を施工するものであります。	5号(緊急随意契約)	猿島に設置している発電機の電力は、島内で提供しているサービスのための便益施設(冷蔵庫等)のほか、安全確保のための施設(照明等)にも使用しています。 そのため、現在の2台だけの稼働を継続し、さらなる機器の故障が発生した場合には、上記の安全確保のための施設への電力供給が不十分となり、安全な猿島公園の開園に支障をきたす可能性があります。 安全な猿島公園の開園を維持し、市民サービス及び市観光サービスの低下を防止するため、緊急に本件を施工する必要があります。	左記の事業者は、本件の予算編成にあたり、下見等を行い現地を把握しており、本件固有の特殊な機器搬入方法(島への空輸または船舶による輸送)をすみやかに手配し、緊急に施工できる事業者であるため。(なお、本件の発注にあたり、今回、更新する機器を当初に施工設置した事業者及び信頼と実績があり、発電機更新工事の経験がある市内事業者3社に見積書提出を依頼したところ、見積書の提出が困難であると回答があったため、市外事業者への随契とした。)	建築計画課
11	北体育会館プール用給湯設備改修その他工事	有限会社飛鳥設備	横須賀市金谷3-2-4	北体育会館においてプール用給湯設備改修その他工事を施すもので、材工一式請負とする。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和7年8月2日付け横須賀市公告契約第0426号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。既存のプール熱源機器には故障が発生しており喫緊に工事を施工する必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の75%以上かつ最も低い金額を提示した事業者であるため。	建築計画課
12	令和7年度新港地区新港2、3号棧橋防舷材取替工事	有限会社 三成港湾	神奈川県横須賀市佐原3-3-30	本工事は、新港地区新港2、3号棧橋において、国有港湾施設実地監査で指摘を受けた防舷材2基の取替工事を行うものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和7年7月14日付け横須賀市公告契約第0282号の入札において、落札者がいないため不調となった案件に係る工事である。 本来であれば設計を見直して再入札するところであるが、防舷材の取替工事には、国の実地監査で補修の指摘を受けおり、さらに防舷材の損傷が進行していたため、早急に整備を進める必要がある。	本工事は港湾区域内の工事であることから、海上工事に関する知見及び技術力が必要となる工事である。当該事業者は、過去2カ年に入札発注した海上工事の参加申請で、実績要件を満たした市内事業者を対象とした見積合わせにおいて、最低価格を提示した事業者である。(見積合わせ対象者数7者、見積提出者数4者)	港湾整備課
13	市道5128号道路災害防止工事	ユタ力建設株式会社	神奈川県横須賀市金谷2丁目2番10号	工事延長 L=40.0m 落石防止工 L=47.6m	5号(緊急随意契約)	【道路災害報告『崩落土等処理業務道災 No.28』】により、市道に接する斜面の一部が崩落し、応急対応を行ったものです。当該地におきましては2次災害による、歩行者及び通行車両へ多大な影響が危惧されることから、早急に対応する必要があるものです。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	港湾整備課
14	市民病院西棟4階回復期病床転換工事	堀建設(株)	神奈川県横須賀市金谷3-4-5	市民病院西棟4階回復期病床転換工事を施すもので、内装・電気設備・機械設備等を改修するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和7年11月12日付け横須賀市公告契約第0534号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。当初の予定では、令和8年4月から病棟の運用を行う予定であったが、仕上げ材等にアスベストが発見されたことにより、工期末を令和8年8月まで延伸することとなった経緯がある。地域の健康福祉を支える社会インフラとしての役割や病院の営業損失の観点からも、これ以上の工期を延伸することはできないことから、早期に着手及び施工する必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の75%以上かつ最も低い金額を提示した事業者であるため。	建築計画課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
15	長井6丁目地内水路災害復旧事業	ミツワ建設株式会社	横須賀市長井1-23-12	重力式擁壁工(H=1.2m L=30.1m) N=1式	5号(緊急随意契約)	長井6丁目地内において、自然環境・河川課が管理する水路が台風15号の影響で、水路の壁が30.1mに渡り倒壊した。隣接する畑等に2次被害が及ばないように復旧工事を緊急工事処理により実施するため。	緊急工事処理要綱により契約済みであるため。	自然環境・河川課
16	佐島漁港(芦名地区)オオツ根障害立標災害復旧工事	(有)三成港湾	神奈川県横須賀市佐原3-3-30	本件は、佐島漁港芦名地区沖合の海中に設置されている立標(標識名:オオツ根立標)が、強風に伴う波浪(令和7年12月11日)の影響により倒壊したため、これを復旧する工事である。 現在の現場の状況は令和7年12月12日に漁協からの通報を受け、現地調査を行い立標倒壊を確認したため、注意喚起として仮ブイを設置している状況である。	5号(緊急随意契約)	本件の工事対象物は、付近を航行する船舶が岩礁帯に乗り上げ座礁するといった重大事故を未然に防ぐため浅瀬の上に設置された立標であり、周辺海域の安全確保に必要な海の標識であることから、早期に復旧する必要がある。	左記の事業者は、現在当課が発注している工事において、対象箇所の浅海領域で作業が可能な作業船を使用した工事を実施している唯一の事業者であり、かつ対象箇所の同地区内で工事を実施していることから、早急に復旧の対応をすることができるため。	港湾整備課
17	療育相談センター5階空調設備改修工事	横須賀管工事協同組合	横須賀市小川町25-1	本工事は療育相談センター5階において空調設備改修工事を施すもので、材工一式請負とする。	5号(緊急随意契約)	はぐくみかん5階子育て支援課及び面接室等の空調機が故障し、適切な空調が行えない状態である。当該フロアは、幼稚園・保育園関係の手続きや各種相談等のための子連れの一一般来庁者が多く、近年では7月には日中の最高気温が35°Cを超えることもあり、来庁者や職員の熱中症リスクが高い。冷房を開始する7月頃までに工事を完了させる必要があるが、空調機器の納入までに4カ月、現場施工に2カ月を要することから入札に付することが困難なため	横須賀市の管工事業者の組合である横須賀管工事共同組合および、組合に所属しておらず、市が発注した空調設備改修工事に参加している事業者により、本件の見積書の提出を依頼したところ、唯一、見積書の提出があった事業者であるため。	都市部建築計画課
18	八幡ハイムC・D・E棟昇降機設備改修工事	東芝エレベータ株式会社神奈川支社	神奈川県横浜市西区みなとみらい4-4-2	本工事は、八幡ハイムC・D・E棟昇降機設備改修工事のロープ式エレベータにおいて、制御盤、停電時自動着床装置、各階操作盤、及び乗場操作・ドアパネルの交換を行う。また、現在の基準に適合するため、「戸開走行保護制御」、「浸水時/冠水時管制運転」機能を追加するものである。	2号(競争不適)	昇降機設備は、各社が一体のシステムとして独自に開発製造しているため、機器の取付位置、部品形状等の構造並びにかこの位置及び速度の検出方法等が各社で異なり、各社独自の技術・手法となっている。そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があるため、当初施工した業者でなければ施工が不可能である。	当該昇降機の製作・施工業者であるため。	建築計画課
19	追浜浄化センター用水設備修繕工事	月島JFEアクアソリューション(株) 横浜支店	神奈川県横浜市中区相生町3-56-1	本工事は、追浜浄化センターに設置しているNo. 1処理水ポンプが、経年劣化による部品の摩耗等で運転に支障をきたしているため、部品交換を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、処理場施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	この設備は、当該設備設置者のJFEエンジニアリング(株)が統合された月島JFEアクアソリューション(株)が設置業者であり、現場の状況や施工内容に精通し、適切かつ安全な施工が期待できるため。	水再生課
20	西浄化センター主流入ゲート修繕工事	株式会社栗本鐵工所東京支社	東京都港区港南2-16-2	本工事は、西浄化センターに設置している、主流入ゲートの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、処理場施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である上記業者にて施工することにより処理場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
21	久里浜第2ポンプ場沈砂池機械設備改修工事	(株)前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所	横浜市港北区新横浜3-18-9	本工事は、久里浜第2ポンプ場に設置してある、No.3雨水沈砂かき揚げ機の改修をするもので、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障を来しているため、軸・軸受・スプロケット・バケットなどの部品交換を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した雨水から砂等を除去するための重要な設備である。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上著しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、本設備を設計・施工した前澤工業株式会社の修繕を実施している株式会社前澤エンジニアリングサービスにて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
22	非常用貯水装置内面塗装工事	(株)エヌ・ワイ・ケイ	東京都中央区京橋2-6-15 MCA京橋ビル2階	本工事は、非常用貯水装置内面塗装が劣化しているため、塗装の塗り替えを行うものである。	2号(競争不適)	本工事で要求する内面塗装工法(ホットエアレススプレー工法)が特殊な技術を要するため、施工可能業者が選定業者のみである。この工法は、既存食品タンク内の塗装で多く採用されている実績があり、水道法に適合している工法である。	左記の理由により、(株)エヌ・ワイ・ケイと随意契約するものである。	水道施設課
23	下町浄化センターH-4汚水ポンプ用電動機修繕工事	クボタ環境エンジニアリング(株)	東京都中央区京橋2-1-3	本工事は、下町浄化センター平成町沈砂池・ポンプ棟に設置している、H-4汚水ポンプ用電動機の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した汚水を送水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本機器は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造者の修繕部門であるクボタ環境エンジニアリング(株)が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
24	三春町管理立坑排水ポンプ更新工事	荏原商事株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜3-6-5	本工事は、三春町管理立坑に設置している排水ポンプが、経年劣化により動作に支障をきたす恐れがあるため、これを更新するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和7年6月23日付け横須賀市上下水道局公告契約第5067号の入札において、入札参加者の予定価格超過により、入札不調となった案件である。 本排水ポンプは、三春町管理立坑に溜まる地下水を排水している。もしポンプの動作不良が発生し、排水が不可となった場合は立坑が水没し、災害時市民への配水が滞り重大な影響を及ぼす恐れがある。また既設排水ポンプは経年劣化により、一部部品が破損している状況にある。 以上の理由により、早急の着工とする必要がある。	今回の入札に参加申請した事業者のうち、入札不調後の依頼に応じ、随意契約の意思を示した唯一の事業者であるため。	浄水課
25	下町浄化センター1号焼却炉設備ほか修繕工事	月島ジェイテクノメンテサービス(株) 横浜支店	横浜市中区相生町3-56-1	本工事は、下町浄化センターに設置している、1号焼却炉設備、2号焼却炉設備の修繕を行うものである。経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障をきたしているため、焼却炉本体の耐火物補修、過給機他の部品交換等を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、汚泥処理施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造者である月島JFEアクアソリューション(株)の修繕部門にあたる上記業者にて施工することにより、汚泥処理施設の運転に支障なく安全かつ速やかな施工が期待できるため。	水再生課
26	下町浄化センター遠心濃縮機設備修繕工事	(株)西原環境 東京支店	東京都港区海岸3-20-20	本工事は、下町浄化センターに設置しているNo.3遠心濃縮機の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、汚泥を濃縮する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じると浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である(株)西原環境が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
27	上町ポンプ場沈砂池機械設備改修工事	株式会社日立プラントサービス横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-17-1	本工事は、上町ポンプ場に設置してある、No.3~5雨水沈砂かき揚げ機及びNo.2沈砂搬出機の改修をするもので、経年劣化による腐食・磨耗等が発生し運転に支障を来しているため、軸受・バケットなどの部品交換を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、流入した雨水から砂等を除去するための重要な設備である。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、運用上著しい支障が生じる恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製作者である株式会社日立プラントサービスにて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
28	汐入町地区配水管布設工事(2025の1)	株式会社鈴木商会	横須賀市長井2-7-10	本工事は、既設配水管(φ100 ADIP等)を耐震管φ150 GXDIP等に更新するものである。	8号(不調随意契約)	本工事は、「入札参加者なし」で入札不調となっている。(令和7年6月30日付け、横須賀市上下水道局公告契約第5073号(案件番号5071900028)) 本工事は、昭和48年に埋設された経年管であり、既に幾度も漏水が発生していることから、市民への安定給水を図るため、緊急に契約する必要があるため。	直近に開札が実施された配水管布設工事の入札案件において、入札書送付を行っている事業者に打診したが応じてもらえなかったため、しゅん工間際の事業者のうち、唯一、本工事への契約の意思を示した事業者である。	水道管路課
29	下町浄化センターH-2,3汚水揚砂ポンプほか修繕工事	(株)前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所	横浜市港北区新横浜3-18-9	本工事は、下町浄化センターに設置している、汚水揚砂ポンプ及びしき破砕機の修繕と浦賀ポンプ場に設置している、汚水流入ゲートの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、浄化センター及びポンプ場施設の運用に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製作者である前澤工業(株)の修繕部門にあたる上記業者にて施工することにより、浄化センター及びポンプ場施設の汚水排水に支障なく安全かつ速やかな施工が期待できるため。	水再生課
30	下町浄化センター圧送ポンプ修繕工事	月島ジェイテクノメンテサービス(株) 横浜支店	横浜市中区相生町3-56-1	本工事は、下町浄化センター脱水機棟に設置している、No.4ケーキ圧送ポンプの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本機器は、浄化センターの汚泥処理を行う上で、脱水した汚泥を焼却炉まで安全かつ安定的に搬送するための重要な機器である。安定稼働が見込めない場合、浄化センターの運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず早急な復旧対応等が困難となり、浄化センターの運転全体に支障が出る恐れがある。そのため、本機器の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本機器は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製作者の修繕部門である月島ジェイテクノメンテサービス(株)が施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
31	追浜浄化センター水処理棟建築耐震補強工事	株式会社K2	神奈川県横須賀市船越町8-7-12	本工事は、下水道事業計画に基づき追浜浄化センター水処理棟を耐震補強するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和7年8月6日付け横須賀市上下水道局公告契約第5089号の入札において、落札者がいないため不調になった案件である。工事対象建築物は耐震性能が不足しており、安全性確保のため早期に着手及び施工する必要があるため。	当該事業者は、最低制限価格を下回り落札外となった入札者のうち、契約の意思表示をした中で、予定価格の75%以上かつ最も低い金額を提示した事業者であるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
32	西浄化センター送風機用冷却塔修繕工事	荏原実業株式会社 神奈川支社	神奈川県川崎市川崎区日進町26-17 八丁畷レジデンス	本工事は、西浄化センターに設置している、送風機用冷却塔の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、処理場施設の運転全体に支障が出る恐れがある。そのため本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備施工者である(株)荏原製作所の補修部門である荏原実業(株)にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
33	追浜浄化センター電気設備改築工事	(株)東芝 関東水・環境システム営業部	川崎市幸区堀川町7 2-34	本工事は、既設運転操作設備の更新及び機能増設並びに既設監視制御設備の機能増設などを行うものである。	2号(競争不適)	①既設設備の機能増設等は、既設設備と技術的関連性が高く、密接不可分な関係がある。 ②既設設備の機能増設等を他者に行かせた場合、故障時の原因や責任範囲の究明に時間を要すなど、施設の運用に著しい支障が生じる恐れがある。	左記業者は、既設設備の設置事業者であるため。	水再生課
34	お国橋マンホールポンプ設備修繕工事	荏原実業株式会社 神奈川支社	川崎市川崎区日進町26-17 八丁畷レジデンス	本工事は、お国橋マンホールポンプに設置している、ポンプ設備の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	局の災害対策の一環として広域停電時の災害対応能力の強化を目指している。本工事は既設ポンプ設備と給電装置との間に設置するものであり、他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応が困難となり、マンホールポンプの運転に支障が出る恐れがあるため。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該機器製造業者である上記業者にて施工することによりマンホールポンプの運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
35	上町ポンプ場分流ポンプ棟建具修繕工事	石上建設株式会社	横須賀市佐原5-21- 11	本工事は上町ポンプ場分流ポンプ棟に設置している建具の修繕工事を行うものである。	5号(緊急随意契約)	担当課で施工可能な小破修繕を予定していた両開き扉について、片方が落下していることが確認された。これについて、状況を確認したところ、扉を支える軸の部分が腐食しており、もう片方の扉も落下する可能性が非常に高いため扉を取り換える必要があることが判明した。 対象の箇所は職員や協力業者の出入りがあり、重量がある扉が落下した場合、死傷事故につながりかねない事態である。また、本施設は横須賀市の下水処理機能に関わる重要施設であり、現在扉の防水機能も不十分であることから、風雨などの影響で施設内の機器(高電圧機器含む)に支障を及ぼす恐れがあるため緊急を要する。	対象の建具を含む当該施設は、風雨などの影響で施設内の機器(高電圧機器含む)に支障を及ぼす恐れがある状況であり、緊急でこれを修理する必要がある。 左記の事業者は、対象の建具について、担当課で施工可能な小破修繕を依頼していた事業者で、すでに当該修繕の準備に取り掛かっていたことから、当該事業者に当初依頼していた内容を含む本件を発注することにより、早急な施工が可能となるため。	水再生課
36	走水ポンプ場No.2汚水ポンプ修繕工事	住友重機械エンパイロメント株式会社 横浜営業所	神奈川県横浜市西区南幸2-19-4	本工事は、走水ポンプ場に設置している、No.2汚水ポンプの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、汚水を送水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じるとポンプ場の運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、ポンプ場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造業者である住友重機械エンパイロメント株式会社が施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
37	久里浜第2ポンプ場ほか遠方監視制御設備工事	メタウォーター(株)横浜営業所	横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル	本工事は、別途発注の電気設備改築工事及び広域イーサネットサービスの変更に伴い、既設の遠方監視制御設備の機能増設等を行う。	2号(競争不適)	本工事は、基幹設備である遠方監視制御設備には設置事業者のシステムを導入しており、システムのプログラム等は開示されておらず、設置事業者以外には行うことはできない。	左記業者は、既設設備の設置事業者であるため。	水再生課
38	武ポンプ場コントロールセンタ修繕工事	東芝インフラテクノサービス(株)神奈川支店	横浜市中区不老町1-1-5	本工事は、武ポンプ場に設置しているコントロールセンタの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、武ポンプ場内の負荷制御及び保護機能を搭載した負荷設備であるが、この機能に支障が生じるとポンプ場の運転全体に影響を与える可能性がある。他の業者による施工(入札等)の場合、作業上異常時の原因、責任分界点が明確化されず、早急な復旧対応等が困難である。そのため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	左記業者は、既設監視制御装置や既設信号変換装置等の製造メーカーの保守部門であり、現場及び設備を熟知している。また、当該機器のメンテナンスも行っており、ポンプ場の運転に支障なく工事の履行が可能であるため。	水再生課
39	追浜浄化センター濃縮汚泥貯留槽攪拌機修繕工事	月島JFEアクアソリューション(株)横浜支店	神奈川県横浜市中区相生町3-56-1	本件は、追浜浄化センター汚泥処理棟に設置してある濃縮汚泥貯留槽攪拌機の故障により、汚泥処理で支障をきたしているため、早急に修理を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、濃縮汚泥貯留槽の攪拌を行うために必要なものであるが、この攪拌機に支障が生じると汚泥処理が停滞し、処理場の運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、処理場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのためには、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	左記業者は、当該設備施工業者であるJFEエンジニアリング(株)(JFEプラント&サービス)のメンテナンス部門であり、当業者にて施工することにより、浄化センターの運転に支障なく敏速かつ安全に修理の履行が可能であるため。	水再生課
40	追浜ポンプ場雨水放流ゲート修繕工事	(株)前澤エンジニアリングサービス横浜営業所	横浜市港北区新横浜3-18-9	本工事は、追浜ポンプ場に設置している、雨水放流ゲートの修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は雨水排除を行うために必要な設備であるが、この放流ゲートに支障が生じるとポンプ場の雨水排除が停滞し、ポンプ場の機能停止のほか、地域一体の雨水排除が出来ず溢水事故に至ることとなる。他の業者による施工(入札等)の場合、作業上異常時の原因、責任分界点が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、ポンプ場施設の運転全体に支障が出る恐れがあるため、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	左記業者は、当該設備設備の設置業者のメンテナンス部門であり、設備を熟知し、敏速かつ安全に修理の履行が可能であるため。	水再生課
41	追浜町地区配水管布設工事(2025の1)	有限会社エス・エー企画	横須賀市芦名2-7-7	本工事は、既設配水管(φ100 ADIP等)を耐震管φ150 GXDIP等に更新するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、「入札参加者なし」で入札不調となっている。(令和7年10月31日付け、横須賀市上下水道局公告契約第5143号(案件番号5071900078)) 本工事は、昭和48年に埋設された経年管であり、既に幾度も漏水が発生していることから、市民への安定給水を図るため、緊急に契約する必要があるため。	直近に開札が実施された配水管布設工事の入札案件において、入札書送付を行っている事業者のうち、唯一、本工事への契約の意思を示した事業者である。	水道管路課
42	下水道管路特別重点調査に伴う部分改築工事	株式会社 オガワ	神奈川県横須賀市平作4-2-6	本業務は、国土交通省事務連絡(令和7年3月18日)「下水道管路の全国特別重点調査について(依頼)」に基づき、調査の結果、緊急度Ⅰまたは緊急度Ⅱと判定された箇所での緊急工事を実施するものである。	5号(緊急随意契約)	緊急度Ⅰまたは緊急度Ⅱと判定された箇所であり、早急に対策を講じない場合、道路陥没等の二次災害につながるおそれがあることから、速やかな対応が求められる。 また、本業務は、令和7年3月18日に閣議決定された令和6年度予備費の使用に限って適用されるため、緊急に対応する必要がある。	当該事業者は、下記の①②の理由により、限られた期間の中で、緊急に本件を施工可能な唯一の事業者であるため。 ①本件と類似した同様の案件の施工実績(「長沢・津久井汚水第1幹線修繕工事」(横須賀市上下水道局公告契約第5041号発注))があり、本件を施工するために必要な専門の知識や技術、詳細な手法等を所持していることが明らかであるため ②3社以上の見積り徴取を実施した結果、一番安価であったため	下水道管渠課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
43	鷹取低区配水池改良工事	株式会社オガワ	神奈川県横須賀市平作4-2-6	本工事は、既設配水池の老朽化に伴い、既設配水池を改良するものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、令和7年9月22日付け横須賀市上下水道局公告契約第5131号(案件番号5071900062)及び、令和7年11月17日付け横須賀市上下水道局公告契約第5150号(案件番号5071900083)の入札において、入札書を送付した事業者なし、及び、参加者なし、のため、2度の入札不調となった案件である。 本工事の対象となる鷹取低区配水池は昭和44年建設で供用開始から長期間が経過し老朽化が進行しているため、漏水等に伴う突発的な断水リスクが高まっている。老朽化した施設の延命と断水リスクの未然防止のため、可能な限り早期に改良工事を実施する必要がある、そのため緊急に随意契約による発注を行う必要がある。	水道施設工事の業種ができる市内事業者の中で、随意契約の打診に応じてくれた唯一の業者であるため。	水道施設課
44	長井ポンプ場汚水ポンプ修繕工事	荏原実業株式会社 神奈川支社	神奈川県川崎市川崎区日進町26-17 八丁畷レジデンス	本工事は、長井ポンプ場に設置してある、No.1～No.2汚水ポンプが部品の摩耗等による経年劣化で揚水量が低下しており運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、汚水を揚水する際に使用するものであるが、この機能に支障が生じるとポンプ場の運転全体に悪影響を与えてしまうものである。他の業者による施工(入札等)の場合、故障時の原因、責任範囲が明確化されず、早急な復旧対応等が困難となり、ポンプ場の運転全体に支障をきたす恐れがある。そのためには、本設備の構造、機能、性能に精通した業者にて施工する必要がある。	本設備は、製造者固有の技術・構造等を有するもので、当該設備製造者の株式会社荏原製作所の補修部門である荏原実業株式会社にて施工することにより、ポンプ場の運転に支障なく安全な施工が期待できるため。	水再生課
45	久里浜第1ポンプ場配管ほか場内整備工事	株式会社 いづみ工事	横須賀市林2-10-22	本案件は、場内における圧送管の布設工事である。既設圧送管は破断のおそれがあり、早急に工事を実施する必要がある。あわせて、場内舗装が損傷していることから、通行安全性および維持管理性の確保を図る。	5号(緊急随意契約)	本工事は令和8年3月11日付け横須賀市上下水道局公告契約第5179号の入札において落札者がいないため、不調になった案件である。ポンプ場内の圧送管が破断するおそれがあり、破断した場合、周辺環境への影響や施設機能の停止につながる可能性があるため、早急に工事を実施する必要がある。	当該事業者は本案件の唯一の入札者であり、予定価格での随意契約の打診を行い、承諾を得たため。	水再生課
46	追浜浄化センター電気設備修繕工事	東芝インフラテクノサービス(株)神奈川支店	横浜市中区不老町1-1-5	本工事は、追浜浄化センターに設置している計装設備の修繕を行うものである。	2号(競争不適)	本設備は、追浜浄化センターに設置している計装設備が経年劣化により故障し、処理場の運転に支障をきたしているため、これらを修繕するものである。当該機器の計測値を既設監視制御装置に正確に表示させるために既設信号変換装置の設定を調整しなければならず、既設設備との技術的関連性が高く、密接不可分な関係があるため。	左記業者は、既設計装設備、既設監視制御装置及び既設信号変換装置等の製造メーカーの保守部門であり、現場及び設備を熟知している。また、当該機器のメンテナンスも行っており、敏速かつ安全に工事の履行が可能であるため。	水再生課
47	10工区下町第1地区ほか取付管耐震化工事	株式会社 オガワ	神奈川県横須賀市平作4-2-6	本工事は、既設取付管の耐震化工事を行うものである。	5号(緊急随意契約)	本工事は、2月2日付公告において入札者がなく不調となった。当該施設は重要下水施設であり、早急に施設の耐震化をする必要がある。	本件の現場は、平成14年頃に施工された箇所であり、市民生活に重大な影響を及ぼさないよう、早急に施設の耐震化へ着手する必要がある。 当該事業者は入札参加表明済みで施工内容・現場条件に精通しており、上記を踏まえ、最初に連絡をした時点で緊急対応可能との回答があり、人員及び機材を速やかに確保して即時着手が可能であるため。	下水道管渠課

No.	工事名	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	工事概要	法令根拠	入札に適さないとする性質又は目的	選定理由	発注課
48	太田和地区配水管布設工事(2025の1)	ワング株式会社	横須賀市佐島1-6-4	本工事は、既設配水管(φ300 ADIP等)を耐震管φ200 GXDIP等に更新するものである。	8号(契約不締結)	<p>本工事は、「入札参加者なし」で入札不調となっている。(令和8年2月16日付け、横須賀市上下水道局公告契約第5174号(案件番号5071900111))</p> <p>本工事は、昭和40年に埋設された経年管であり、既に幾度も漏水が発生していることから、市民への安定給水を図るため、緊急に契約する必要があるため。</p>	直近に開札が実施された配水管布設工事の入札案件において、入札書送付を行っている事業者のうち、唯一、本工事への契約の意思を示した事業者である。	水道管路課
49	秋谷地区配水管布設工事(2025の2)	有限会社エス・エー企画	横須賀市芦名2-7-7	本工事は、既設配水管(φ100 ADIP等)を耐震管φ75 GXDIP等に更新するものである。	5号(緊急随意契約)	<p>本工事は、昭和47年に埋設された経年管である。粘土層に埋設されているため、水道管腐食の進行も早く、既に幾度も漏水が発生し、給水に必要な水圧も不安定な状況が続いていることから、市民に安定給水するため、緊急に契約し速やかな対応が必要である。</p>	災害緊急登録事業者として登録があり、かつ緊急工事場所が直近で開札が実施された秋谷地区での配水管布設工事に近接していたため、この入札案件において、入札書送付をおこなった事業者に入札金低額の順に即時対応が可能か打診した結果、対応可能である旨の回答があった事業者である。	水道管路課